

令和6年度水産物の放射性物質検査計画

令和6年4月5日
千葉県農林水産部水産局漁業資源課

1 目的

県産水産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するため、令和6年3月26日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部、以下「ガイドライン」）に基づき、水産物の放射性物質検査を行う。

2 検査対象品目

「ガイドライン」や本県における水揚げ実態等を踏まえ、別紙「放射性物質のモニタリング対象魚種分類」を基本とする。

3 検査対象区域・区分

県内漁業の操業実態を踏まえ、①銚子・九十九里（銚子市～長生郡一宮町）、②外房（いすみ市～南房総市白浜町）、③内房（館山市～安房郡鋸南町）、④東京湾（富津市～浦安市）、⑤内水面の区域及び⑥養殖の計6区分とする。

4 検査頻度

これまでの調査・検査結果から、放射性物質の影響を受けやすい地域や、魚食魚、底魚、淡水魚（内水面）など高い数値が検出されている魚種については、重点魚種として週1回の検査を基本とし、その他の魚種については適宜実施する。

5 検査体制

(1) 沿岸性魚種、内水面魚種及び養殖魚

- ・検査は、県と関係漁協等と連携の下、実施する。

(2) 広域回遊性魚種（カツオ、サバ、イワシ、サンマ等）

- ・検査は、関係業界団体（大臣許可漁業）が主体となって実施する。
- ・県及び水揚げ港となる県内漁協は、サンプルの確保、発送等の手続きに協力する。

(3) 検査結果の公表

- ・検査結果は、(1)、(2)ともに県ホームページ上で公表する。

6 検査結果に基づく措置

基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は、検査頻度を強化する。基準値を超えた品目については、別途必要な措置を取る。